

傍聴者へのお願い

- 傍聴者は、傍聴章を着用してください。
お帰りの際は、受付に傍聴章をお返してください。
- 次の人は入場できません。
 - (1) 刃物その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者（張り紙、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等）
 - (3) 会議又は委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者（拡声器、楽器等）
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) その他会議又は委員会を妨害することが明らかであると認められる者
- 傍聴者は次のことを守ってください。
 - (1) 静粛にすること。
 - (2) 議場又は委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 笑い声、私語により会議又は委員会を妨害しないこと。
 - (4) はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等、議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - (5) 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。（病気その他の理由がある場合には、その旨を傍聴受付で申し出てください。）
 - (6) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。（あらかじめ電源をお切りください。）
 - (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (8) 傍聴席からみだりに離れないこと。
 - (9) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (10) その他会議又は委員会を妨害し、又は他の傍聴者を妨害するような行為をしないこと。
- 特に議長又は委員長の許可を受けた報道関係者を除き、傍聴者は、議場又は委員会の会議場に入ることはできません。
- 議長又は委員長の許可を得た者及び報道関係者を除き、傍聴者は、写真、映画等の撮影又は録音等をしてはいけません。
- この他、すべて係員の指示に従ってください。

以上の事項が守られない場合は退場を命ぜられることがあります。
なお、携帯品については、備え付けのロッカーを御利用ください。